

妊婦健診の自己負担額を助成します

長柄町では平成30年4月1日より妊婦健診を受診した際にご負担いただいた自己負担額を助成します。

1. 対象

原則として「医療機関委託妊婦健康診査受診票」を使用して受診した妊婦健診の自己負担額（平成30年4月1日以降受診分）

※自己負担が生じない健診があった場合は、その回数を限度として医師が必要と認めて受診した妊婦健診に相当する保険外診療の健診を助成の対象とすることができる場合があります。

2. 助成額

医療機関で支払った自己負担額（**1回2,000円が上限**）

※確定申告で医療費控除の申告をされる際は、助成（見込）額を差し引いて申告してください。

3. 申請開始日・申請期限

出産した日の属する月の3か月後の1日から2年以内
（例：4月生まれ→7月から受付開始）

※出産に至らなかった場合も受診した健診については対象となります。

4. 申請先

長柄町健康福祉課窓口



5. 申請に必要なもの

- 申請書
- 母子健康手帳
- 医療機関の領収書の原本及び診療明細書 ※申請まで保管しておいてください。
- 振込先の口座が確認できる通帳・キャッシュカードの写し
- 認印

※県外の医療機関で妊婦健診を受診した場合は一部異なります。

連絡先
健康福祉課健康管理係
☎35-2414